令和3年度後期 近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度に おける新規及び更新認定申込みの受付開始について(ご案内)

日頃は、国土交通行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 当整備局では、建設業の事業継続計画(BCP)策定の取組みを推進するため、 『災害時建設業事業継続力認定制度』の取組みを平成24年度から開始し、現在、災 害時の事業継続力を備えている建設会社」として705社を認定しております。

さて、この度、令和3年度後期 近畿地方整備局災害時建設業事業継続認定制度における新規及び更新の認定申込みの受付を下記のとおり実施いたします。

つきましては、所属されております皆様への周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1. 申込期間 令和3年10月18日(月)~令和3年12月17日(金)
- 2. 認定証交付日 令和4年3月下旬(予定)
- 3. 申込方法 各書類一式とそのコピー1部又は 各書類一式をPDF形式で保存した電子媒体2部
- 4. 審査内容 書類審査(必要に応じて、電話又はメールによる内容確認)

詳しくは近畿地方整備局ホームページ内の近畿地方整備局災害時建設業事業 継続力認定制度に関する特設ページをご一読いただきますようお願いいたします。 https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

<更新申込会社への留意事項>

既に認定を受け、認定期間が令和4年3月31日までとなっている会社におきましては、今回の申込期間において更新の手続きが必要となります。

なお、更新の申込みの際、「計画の実効性の確保」及び「計画を継続的に改善する 姿勢の維持」等についての記載内容を確認し、審査の結果、非認定となる場合があり ますので予めご理解いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ窓口】

近畿地方整備局 防災室

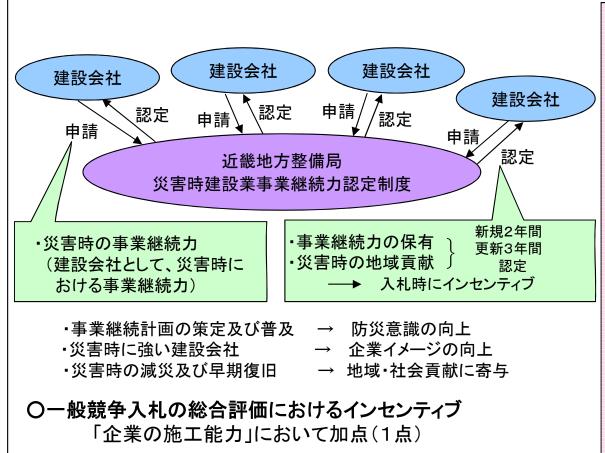
大阪府大阪市中央区大手前 1-5-4 4 大阪合同庁舎第 1 号館 TEL: 06-6942-1141(代)

近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 TEL:078-391-3101

災害時建設業事業継続力(BCP)認定制度の概要

【災害時建設業事業継続力認定制度】

- ・建設会社が備えている事業継続力を近畿地方整備局が評価し、適合した建設会社に対して認定証を発行(2~3年間有効)。
- ・建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害時の減災及び早期復旧を図る。
- ・近畿地方整備局管内における災害対応の円滑な実施及び地域防災力の向上を図る。



【認定対象となる建設会社】以下の①②③の全てを満たす会社

- ①建設業法に基づく許可を受けている。
- ②本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にある。
- ③近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を 受けている。

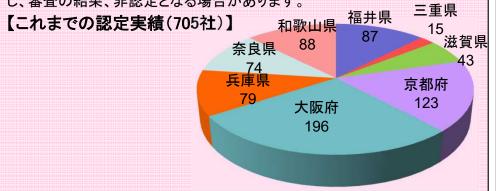
【申込みに必要な書類】

- ·各種申込書類、審査書類、返信用封筒
- ※詳しくは、近畿地方整備局のホームページ参照

 $https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html\\$

【留意事項】

・更新の申込みにおいて、訓練実施評価、実災害に基づく計画書の改善についての記載内容及び費用のさほどかからない対策の進捗状況等を確認し、審査の結果、非認定となる場合があります。



- ■令和 3年10月1日時点の認定会社数:705社(令和 3年度前期は、新規11社、更新248社を認定)
- ■令和3年度後期申込期間:令和3年10月18日(月)~令和3年12月17日(金)

■申込みに必要な書類は近畿地方整備局のホームページから入手できます。 https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html



2

最下部にいきます。

